

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ **拡 充** ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	1	府 省 庁 名	警察庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定）		
要望 項目名	犯罪被害給付制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容 犯罪被害給付制度の見直しを令和９年度中に行う場合においても、引き続き、犯罪被害者等給付金について非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。		
関係条文	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）（抄） （犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護） 第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。 （公課の禁止） 第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 犯罪被害者等給付金は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により重大な犯罪被害（死亡、障害又は重病）を負い、他に何らの救済も受けることができない犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が、社会の連帯共助の精神に基づき支給するものである。 犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）により、非課税措置及び差押禁止措置が講じられているところである。 （２）施策の必要性 犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）において、既に非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。 犯罪被害者等給付金は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等他の公的給付制度を参考としているところ、第 221 回国会において遺族補償年金等の支給要件の見直し等を内容とする労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 60 号）が成立したことを受け、当庁においても犯罪被害給付制度における遺族給付金の支給要件等の見直しを検討している。 当該検討を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しを令和 9 年度中に行う場合においても、犯罪被害者等が受けた精神的・経済的被害の軽減を図るため、社会の連帯共助の精神に基づき国が支給するものであるという犯罪被害者等給付金の趣旨に何ら変更はないことから、これに対して課税等をして犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることのないよう、引き続き、犯罪被害者等給付金について、非課税措置及び差押禁止措置が講じられることとする必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和8年度政策評価実施計画（国家公安委員会・警察庁） 基本目標2 犯罪被害者等の支援の充実 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
		政策の達成目標	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	犯罪被害給付制度は、同制度が発足した昭和56年から令和8年3月末までの間に13,087人の犯罪被害者について約403億2100万円を支給している。
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	犯罪被害者等給付金に非課税措置及び差押禁止措置が適用された場合、犯罪被害者等が受ける犯罪被害者等給付金は減額されないことから、犯罪被害者等の精神的、経済的被害の軽減を図る上で有効である。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	犯罪被害者等給付金は、他に何らの救済を受けることができない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が社会連帯共助の精神に基づき支給するものであり、これに対して課税等した場合には、制度の趣旨に反し、犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることなどから、非課税措置及び差押禁止措置が不可欠である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		犯罪被害者等給付金については、犯罪被害給付制度創設時（昭和 56 年 1 月）から非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。 令和 6 年度税制改正要望において、犯罪被害者等給付金の支給額の引上げ等がなされた後においても、引き続き、非課税措置及び差押禁止措置を講ずるよう要望し、実現。

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：

○

(注) 自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性